

個別予防接種業務を行うにあたって

*新規に乳幼児の予防接種・HPV予防接種を行う場合、下記の紙上研修等実施していただく必要がございます。該当する場合、事務所よりお知らせいたします。

柏市民に対する小児保健の充実のために、個別予防接種の実施項目に応じて、下記2項目の実施協力を会員にお願いしております。

- ① 個別予防接種業務については、誤接種防止のために紙上研修等で確認してください。
- ② 医療センター夜間当番等柏市からの負託業務については、予防接種事業（特に小児に対する予防接種）に参加する会員で分担します。

【実施内容】

	紙上研修の解答書提出		医療センター 夜間当番協力
	乳幼児の 予防接種	HPV 予防接種	
乳幼児個別予防接種	必須	—	必須
HPV	—	必須	有志
高齢者インフルエンザ	—	—	有志

- (1) 医療機関の中で予防接種に責任を持つ医師が、紙上研修の解答を行い、医療機関の他の接種医師に研修内容を周知させてください。
- (2) 医療センター夜間当番協力については、高齢及び病気等の理由により免除されます。
- (3) 夜間当番協力については、平成23年10月理事会承認の「柏市夜間急病診療所出動基準」に基づきます。

1. 柏市医師会員は、夜間急病診療所の出動に協力する。
2. 特に、小児に関する柏市の委託事業（小児への予防接種）又は千葉県委託事業（1ヶ月健診を除く乳幼児健診）の実施医療機関（診療所）からは、A会員もしくはB会員のうち、少なくとも1名を出動させる。
3. 勘案すべき理由により参加できない場合には、その理由書を医師会に提出して、三役（会長、副会長、総務）にて協議する。三役協議で決定しかねる場合には、理事会で協議する。